北九州広域都市計画地区計画の決定(北九州市決定)

都市計画守恒一丁目地区計画を次のように決定する。

都市計画守恒一丁目地区計画を次のように決定する。 			
	名	, 称	守恒一丁目地区地区計画
	位	置	北九州市小倉南区守恒一丁目及び日の出町一丁目地内
	面	i 積	約0. 8ha
地区計画の目標		画の目標	当地区は、北九州市小倉都心の南約6kmに位置し、モノレール小倉線守恒駅から半径500m内にあり、近隣には商業・業務施設も多く、商業系土地利用が進んでいる地区である。周辺の住宅開発も進み、道路整備も予定されるなど地域の業務機能の拠点として期待されている。これらのことから、当地区においては、守恒駅周辺と一体となって、店舗等の立地を計画的に誘導するため、用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域に変更することとなった。本地区計画は、この用途地域の変更に併せて、風俗営業に供する施設等の立地を規制し、周辺地域に配慮した街区の形成を図ることを目標とする。
及び保全の	域	土地利用 の方針	周辺地域に配慮しつつ、守恒駅周辺と一体となって、店舗等の立地を図る。
の方針開発		建築物等 の整備の 方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、安全・安心で快適なまちづくりを進めるため、風俗営業に供する施設や大規模集客施設に係る建築物の制限等を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物 3 店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 4 大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 5 病院の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が15,000㎡を超えるもの 6 老人ホームの用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 7 保育所の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
		建築物等 の形態又 は意匠の 制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区内及び周辺の環境に調和した落ち着いたものとする。
		備考	福岡県策定の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で定められた「大規模集客施設」について、立地を抑制するものとする。

理 由

当地区は、北九州市小倉都心の南約6kmに位置し、モノレール小倉線守恒駅から半径500m内にあり、近隣には商業・業務施設も多く、商業系土地利用が進んでいる地区である。周辺の住宅開発も進み、道路整備も予定されるなど地域の業務機能の拠点として期待されている。

これらのことから、当地区においては、守恒駅周辺と一体となって、店舗等の立地を計画的に誘導するため、用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域に変更する予定である。

本地区計画は、この用途地域の変更に併せて、風俗営業に供する施設等の立地を規制し、周辺地域に配慮した街区の形成を図るため決定するもの。